

山梨県公報

第一千二百二十三号

平成二十三年

三月三十一日

木曜日

目次

告示

指定代理納付者の指定……………二五五

山梨県土地利用基本計画の変更……………二五五

山梨県条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長……………二五六

公印の作成……………二五六

救急病院等の認定(三件)……………二五六

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………二五七

山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………二五七

換地計画の決定……………二五九

山梨県屋外広告物条例第七条第一項第三号の区域の指定……………二五九

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………二五九

道路の区域変更(五件)……………二五九

道路の供用開始……………二六一

急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二六一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………二六一

都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………二六三

国土調査の成果の認証……………二六五

経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等……………二六五

開発行為に関する工事の完了について……………二六七

その他……………二六八

山梨県宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………二六八

正誤……………二六八

平成二十二年三月三十一日付号外第二十九号中……………二六八

告示

山梨県告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に代理納付させる歳入

寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)

三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

MasterCard

VISA

JCB

四 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

山梨県告示第七十一号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の森林地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県企画県民部企画課に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十二号

山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県
指定地域				

山梨県告示第七十三号

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、次の山梨県知事印を作成し、平成二十三年四月一日からその使用を開始する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県知事印（十一）（リニア推進課用）
印影



山梨県告示第七十四号

救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平三百二番地一

二 認定期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十六年三月二十一日まで

山梨県告示第七十五号

救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東千百十番地

二 認定期間

平成二十三年三月二十九日から平成二十六年三月二十八日まで

山梨県告示第七十六号

救急病院等を定める省令（昭和二十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期間

平成二十三年三月二十五日から平成二十六年三月二十四日まで

山梨県告示第七十七号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。

山梨県告示第七十八号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

一の表中

美山錦

早生 中間地帯及び高冷地帯に適
穂重型 する。

を

夢山

水

中生
穂重型

中間地帯に適する。

に、

同

同

特定品種

同

タマホマレ

晩生
中間型

平坦地帯に適する。

を

同

エンレイ

早生
中間型

中間地帯及び高冷地帯に適
する。

を

同

同

タマホマレ

晩生
中間型

平坦地帯に適する。

に改める。

二の表中

同

同

ピオーネ

中生種、熟期八月下旬・九月

同

同

巨峰

中生種、熟期八月下旬

上旬

を

同

同

ブラックビート

早生種、熟期八月上旬・中旬

同

同

同

シャインマスカット

中生種、熟期八月下旬

同

同

同

巨峰

中生種、熟期八月下旬

同

同

同

ピオーネ

中生種、熟期八月下旬・九月

同

同

同

サニードルチェ

中生種、熟期八月下旬・九月

月上旬

に、

同

同

嶺鳳

中生種、熟期七月下旬

月上旬

を

同

同

嶺鳳

中生種、熟期七月下

同

を

同

同

嶺鳳

中生種、熟期七月下

核無

早生種、熟期十月上旬

を

同	同
同	同

平核無

早生種、熟期十月上旬

太秋

晩生種、熟期十月上旬

に改める。

三の表中

32K61

中生 県下一円に適する

を

KD

670

中生

平坦地帯及び中間地帯に適する。

に改める。

山梨県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（八ヶ岳東部地区五町田工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年四月一日から同年四月二十八日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十三年五月二日から同年五月二十五日まで

山梨県告示第八十号

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第七条第一項第三号の規定により、次のとおり区域を指定し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

平成二十三年南アルプス市告示第八号により告示された南アルプス市景観計画において、田園居住地域として区分された区域

山梨県告示第八十一号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第十五号の二）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一の(三)に次のように加える。

18 県道富士河口湖笛吹線のうち南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五八五番の二〇〇地先から同町大字大石字大法螺山二七七四番の六二地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

19 一般国道百三十七号のうち南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺官有無番地地先から同町大字河口字御坂山二四九一番の一地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

20 県道北杜八ヶ岳公園線のうち北杜市高根町東井出字上手原四九八番の一四二〇地先から同市高根町清里三五四五番の一地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

山梨県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

- 二 路線名 天神平甲府線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市下帯那町字櫛田一〇八九番の二地先から 甲府市下帯那町字櫛田一〇八四番の二地先まで	九・五	一〇・五	一一・四	三一・〇
	九・七			

山梨県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八番の八一九地先から 南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八番の二七六地先まで	一一・〇	一〇・五	一〇・七	五五・〇
	一一・二			

山梨県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町遅沢字志坊一九〇三番の二地先から 南巨摩郡身延町遅沢字志坊一八九七番の二地先まで	九・一	八・一	一八・六	五六・〇
	一九・〇			

山梨県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市勝沼町休息字古阿弥一九九二番の五地先から 甲州市勝沼町休息字古阿弥一九九二番の二地先まで	二五・二	二三・三	一一・三	七・〇
	二五・二			

山梨県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
上野原市秋山字光満坊九五六八番の二地先から 上野原市秋山字板崎居海戸九五〇番地先まで	九・二丁 二五・〇	八・〇〇 一一・六		一八三・〇

山梨県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
一般国道	四一一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七	一三〇〇・〇	平成二十三

八三番の二地先から
甲州市塩山上萩原字萩原山四七
八三番の二地先まで

山梨県告示第百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

鳥 沢 の 3	急傾斜地崩壊危険区域						
	七	六	五	四	三	二	一
	同	同	同	同	同	同	大月市
	同	同	同	同	同	同	富浜町鳥
	同	同	同	同	同	同	舟ヶ本
	同	同	同	同	同	同	舟ヶ本
	二二九番	二九六番	二九八番一	三〇〇番三	三〇一番一	三〇二番	二四一番

山梨県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号) 第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

鳴沢村	市町村名		土砂災害警戒区域の名称										土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (次図のとおり (図面省略))			
	鳴沢		鳴沢	西原 1	西原 2	西原 2	西原 2	西原 3	西原 4	富士桜高原別荘地	富士桜高原別荘地	富士桜高原別荘地の2			鳴沢の9 2	鳴沢の8	鳴沢
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

鳴沢村	市町村名		土砂災害特別警戒区域の名称										土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 (次図のとおり (図面省略))											
	鳴沢		鳴沢	西原 1	西原 2	西原 2	西原 3	西原 4	西原 9 2	鳴沢	鳴沢の5	鳴沢の4			鳴沢の3	鳴沢の1	西原	水木草里沢	水上西原 1	水上西原 2					
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

鳴沢の8	土石流
鳴沢	土石流
鳴沢の5	土石流
鳴沢の4	土石流
鳴沢の3	土石流
西原沢	土石流
水本草里沢	土石流
水上西原 1	土石流
水上西原 2	土石流

山梨県告示第九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	富士河口湖町	土砂災害警戒区域の名称	西湖西の2 西湖西の3	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
------	--------	-------------	----------------	---------------------	--------------------	----------------------------------

二 土砂災害特別警戒区域

西湖西の4	急傾斜地の崩壊					
市町村名	富士河口湖町	土砂災害特別警戒区域の名称	西湖西の2 西湖西の3 西湖西の4	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)

山梨県告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

一 施行者の名称

忍野村

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業忍野村公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十二号の三、昭和五十九年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第六十九号、平成三年山梨県告示第十一号、平成八年山梨県告示第二百二十九号及び平成十八年山梨県告示第二百三十五号の事業地に、忍野村大字忍草字土手上及び字山尾田陰の各一部を加え、同事業地のうち忍野村大字内野字隠畑並びに忍野村大字忍草字角原、字高芳、字奥割、字土手下、字阿原端、字

腰巻、字上屋敷、字白久保、字鐘山及び字奥山尾田の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

富士河口湖町

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年七月二十八日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十二年山梨県告示第三百一十一号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十四号、昭和五十八年山梨県告示第四百六十五号、昭和五十九年山梨県告示第二百一十四号、昭和六十二年山梨県告示第四百二十一号、平成元年山梨県告示第四十七号、平成元年山梨県告示第三百二十七号、平成二年山梨県告示第四百二十八号、平成八年山梨県告示第二百二十七号、平成八年山梨県告示第二百二十八号、平成九年山梨県告示第三十一号、平成十三年山梨県告示第二百一十二号、平成十三年山梨県告示第二百一十四号、平成十三年山梨県告示第二百一十八号、平成十七年山梨県告示第九十二号、平成十八年山梨県告示第四百八十八号及び平成二十二年山梨県告示第三百二十二号の事業地に、富士河口湖町大字小立字東木舟、字下沢間、字東京良原及び字箕輪並びに大字大石字奥、字下ノ奥、字奥川向、字鉢窪山、字江木林山、字上ノ大久保及び字江木林並びに大字河口字加藤山、字大川端、字金山、字淵の前及び字小嶋並びに大字西湖字浅原を加え、大字河口字梢山並びに大字西湖字富士崎を削り、大字船津字水川戸、字笹平、字奥馬込、字八本木、字東恋路、字箕輪、字大池、字西川、字宮ノ森及び字中村並びに大字浅川字平浜、字高石、字宮ノ辺及び字片浜並びに大字小立字生木塚、字入江、字久保、字林、字京塚、字上中道、字下中道、字大久根、

字呉井塚及び字鼻曲石並びに大字大石字中沢、字馬乗石、字馬乗石山、字長崎、字戸沢山、字戸沢、字魚釣戸、字芋剥戸、字湖中及び字上ノ峯山並びに大字河口字産屋ヶ崎、字清水、字湖辺、字鯉ノ水、字井坪、字炭焼、字塚越、字尾羽根、字東下側、字西下側、字日影、字小田野、字西原道上、字西原道下、字水口、字広瀬及び字城古山並びに大字勝山字入海、字下寄ヶ崎、字中素、字川渡及び字里宮並びに大字長浜字宮ノ上、字西ノ峯、字室沢、字上条、字大正山、字居口、字小宮入、字小宮、字中丸、字大輪、字的場、字東川戸、字中村、字浜端、字下条、字口谷、字平浜、字見附、字足和田、字上足和田、字天神下及び字一ノ瀬笠石並びに大字西湖字釜部、字青木ヶ原、字根場、字山際、字波倉、字谷倉、字雪頭ヶ嶽、字西ノ越、字桑留尾浜、字白根、字西村、字前浜、字中川原、字矢羽根、字峯、字東村、字向浜、字津原、字満留尾及び字大輪山並びに大字大嵐字北開土、字西開土、字南開土、字西比良、字上栃久保、字栃久保、字小田和道上、字中小田和及び字南小田和の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 施行者の名称

山中湖村

二 都市計画事業の種類及び名称

富士北麓都市計画下水道事業山中湖村公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和五十四年山梨県告示第七十二号の二、昭和六十年山梨県告示第八十八号、平成三年山梨県告示第九十八号、平成八年山梨県告示第六十四号、平成十八年山梨県告示第二百三十六号及び平成十九年山梨県告示第五百五十八号の事業地のうち山中湖村大字山中字重良淵及び字敷木の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

山梨市及び身延町

二 調査を行った時期

山梨市 平成十二年十一月一日から平成十三年三月七日まで及び平成十四年九月一日から平成十五年三月十三日まで

身延町 平成十九年六月二十五日から平成二十年三月二十四日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

三 調査を行った地域

山梨市三富川浦の一部

三 身延町大字波高島の一部及び大字上之平の一部

五 認証年月日

平成二十三年三月二十四日

● 経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請並びに法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めるので公告する。

平成二十三年三月三十一日

第一 申請の時期及び方法

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

(一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

(二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

(三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）

2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限り。）

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求める次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

員名簿（様式第三号）

審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職

審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書
審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合は除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書
当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況確認願（建設業対策室の確認印の押印があるもの）

審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書の写し

審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書の写し

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

(二) 別途請求者の提出書類
審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類
1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。建設業許可に係る各種変更届の副本）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書
規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え
審査対象事業年度の消費税確定申告書控え
審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書
年金事務所受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）
技術職員の健康保険証の写し

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
基幹技能者講習修了証の写し

公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書
副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

3 申請書用紙の取扱先
社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五一一三五―四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料
1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

二 納入方法

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県商工労働部長 丹澤博

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二学年の項中「六四以上二二以上」を「六四一 二二」に、「宝石加工」を「宝石加工A」に、「ワックス加工」を「ワックス加工二」に、「八四八以上二二七以上」を「八四八 二七」に改める。

附則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

正誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年三月三十一日山梨県人事委員会規則第十二号（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

三	下	一	（人事委員会	二種（人事委員会
---	---	---	--------	----------